

全国健康関係主管課長会議資料

平成27年3月11日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
肝炎対策推進室

目 次

肝炎対策について

1. 肝炎患者の早期発見・早期治療による重症化予防について …… 1
2. 早期かつ適切な治療の一層の推進について …………… 2
3. 肝疾患診療連携拠点病院について …………… 2
4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について …………… 2

○ 肝炎対策について

我が国のウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型で110～140万人、C型で190～230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進行を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、肝炎対策をより一層推進するため、平成23年5月に、「肝炎対策基本法」に基づく「肝炎対策基本指針」を策定し、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしており、医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化を含む新たな肝炎総合対策を推進している。

各都道府県におかれても、同法や基本指針を踏まえた肝炎対策の取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知するとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、今後も、具体的な施策の検討・実施など肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただくので、御協力をお願いする。

平成26年度補正予算では、インターフェロンフリー治療の助成に必要な予算として35億円を計上している。更に、平成27年度予算案では、早期発見・早期治療の促進を始めとした各施策の推進を図るため、約172億円を計上している。具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備（86億円）
- ・肝炎ウイルス検査の促進（34億円）
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、（7億円）
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、（2億円）
- ・研究の推進、（44億円）

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

1. 肝炎患者の早期発見・早期治療による重症化予防について

早期発見・早期治療の促進のためには、肝炎ウイルス検査を受検し、肝炎ウイルス感染の有無を認識することが重要であり、受検を促進するため、平成23年度より出張型検診、個別勧奨等の取組を進めているところである。また、感染の自覚のある者に対し、早期治療を促すため、平成23年度より肝炎患者支援手帳の配布や地域肝炎治療コーディネーターの養成等の取組を進めているところである。

これらの取組については、依然として未実施の自治体も多いことから、引き続き事業の積極的な実施について御協力をお願いする。

また、医療機関への受診をより一層促進し、肝炎ウイルス陽性者の重症化予防を推進するため、平成26年度よりウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業を進めているが、平成27年度予算案では、病気の進行の早期発見と早期の治療介入の観点から、低所得者の定期検査費用に対する助成措置を年1回から年2回に拡充し、年複数回の定期的なスクリーニングを促進することとしているので周知と御協力をお願いする。

2. 早期かつ適切な治療の一層の推進について

平成20年度から取り組んでいるインターフェロン治療等の医療費に対する助成については、自己負担限度額の引下げや助成対象医療の拡充など、利用しやすい制度の運用に努めており、平成25年度の治療受給者証の交付件数は、約7.8万人（更新を含む）となっている。

今年度はインターフェロンフリー治療薬を助成対象医療に追加したところであるが、今後も肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、各都道府県におかれては、引き続き適切な制度運用への御協力をお願いする。

3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

- (1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、
- (2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、
- (4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに、肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただいている。

平成27年度予算案では、肝炎患者が身近な家族との関わりを通じて悩みやストレスを軽減できるよう、肝疾患診療連携拠点病院が行う家族支援講座の開催に必要な予算を計上しているため、積極的な活用をお願いする。

なお、国においてもこれら拠点病院を支援するため、「肝炎情報センター」のホームページを活用した情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業に取り組んでいるため、各拠点病院との緊密な連携が図られるよう御協力をお願いしたい。

4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

平成24年度からは、毎年7月28日を「日本肝炎デー」とし、WHOが設定した世界肝炎デーやウイルス肝炎研究財団が取り組む肝臓週間と同時に実施して、普及啓発の充実に取り組んでいるところである。

また、厚生労働省では、多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開するため、「肝炎総合対策推進国民運動事業」を実施している。

各都道府県におかれては、来年度以降も「日本肝炎デー」を中心とした重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。